

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 9 号	5 . 1 2 . 6	<p>県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料の補助に関する請願</p> <p>私たちの子供たちが所属する県立高校の部活動では、全国大会出場を目標に校庭の土のグラウンドをサッカー部、野球部、女子ソフトボール部が互いに譲りあいながら毎日の練習に励んでいる。勉強はもちろんであるが、部活動は学校生活を豊かにするだけでなく、個人の成長や将来の可能性を広げる機会でもある。部活動に捧げる熱い心を持つことは、高校生活で自己成長や仲間との絆を深めるために欠かせない。</p> <p>活動時間は、平日2時間、休日4時間、週12時間が設けられており合理的でかつ効率的、効果的な練習を先生たちが創意工夫しながら指導に取組んでいる。しかし、サッカー部は公式戦が芝もしくは人工芝の会場となり、普通の土のグラウンドでは試合に備えることが難しいのが現状である。放課後や週末は可能な限り、実戦に備えるため近隣の設備の整った施設を利用している。そのため、施設を利用する頻度が多くなり施設使用料が増加している。</p> <p>私たち父母の会は「十分な練習をしてほしい」という親の願いから会費などの家計負担を増やして努力してきた。しかし、最近の物価上昇や少子化、私学への進学も増加し、部員の確保も厳しさを増しており、一人当たりの負担が膨らむ一方である。金銭的負担が増え続けることで、経済的な事情のある生徒が、今後、部活動に参加できなくなる恐れが想定されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、私たち父母の会は子供たちの十分な施設での練習を確保するため、そして全国大会出場の目標を応援したい思いから、下記事項を請願する</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料を補助すること。</p>	水戸商業サッカー部父母の会 大和田 郁子	海野 透 川津 隆 木本信太郎	<p>1. 県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料を補助すること。</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>① 費用の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の部活動に対する費用補助の制度はない。 ・部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものと学習指導要領に示されているように、その活動に係る費用については自己負担である。 ・なお、県からは、県内高校生の運動部活動をまとめている高体連に対し、補助金を支出しており、高体連において関東及び全国高校総体に出場する学校の部活動に対し、交通費を補助している。 <p>② 県有施設の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が利用する場合、利用料を減免(1/2)している。貸出基準では公式試合、練習試合のみの利用となっている。 <p>(2) 水戸商業高校サッカー部の状況</p> <p>① 活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部員数が109名と多いことから、試合機会を確保するため、4チームに分け活動し、リーグ戦や強化練習会等に参加している。 ・学校のグラウンドは、硬式野球部やソフトボール部と共用のため活動が制限されている。 ・公式戦やリーグ戦は、芝のグラウンドで開催するため、競技力向上と怪我の防止を目的に、練習等でも同じ環境での活動を求めて学校以外の芝のグラウンドで行っている。 <p><参考>大会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高体連主催の公式戦は年間4回行われる。 ・私立やクラブを含めた県内トップの10チームは、県1部リーグ(U18)に参加し、総当たりで年間18試合に出場。県立では、水戸商業、鹿島、古河一、牛久栄進が所属。 ・部員数の多い水戸商業は、他の部員が県3部リーグ(U18)として年間9試合を行う。 ・そのほかにも、年齢別大会として、U17チームが年間10試合、U16チームは、年間9試合に参加している。

					<p>② 費用負担状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動に係る費用は父母会が集金・管理しており、部活動費として、6,000円/月（72,000円/年）を集金している ・遠征等のバス代は、1回につき2,000円/人を集金している。 ・その他、ジャージや防寒着、リュックサックを部活動で揃えるため、父母会が取りまとめて個人負担で購入している。 ・近隣にある県堀原運動公園を使用することが多く、545円/hで減免適用により使用している。 ・硬式野球部も、堀原運動公園野球場を、765円/hで減免適用により使用している。 <p><参考>施設使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸ツインフィールド（水戸市所有） 12,000円/4時間（水戸市内料金）18,000円/4時間（水戸市外料金） ・IFAフットボールセンター（県サッカー協会所有） 14,000円/4時間（県内料金）21,000円/4時間（県外料金） ・ひたちなか地区多目的広場（ひたちなか市サッカー協会所有）10,000円/試合 <p><参考>県立高校の芝生整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島高等学校 ・波崎柳川高等学校 <p>※2校とも周年事業の寄付により整備</p>
--	--	--	--	--	---

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																																																																																				
6 年 第 4 号	6. 1 1. 2 9	<p>令和7年度私立高等学校等経常費等助成に関する請願</p> <p>私立高等学校等は、教育の充実・向上を図り、時代の要請に対応した特色ある教育を実践し、次代を担う優れた人材の育成に努め、県民の期待に応えるよう総力を傾注してきた。</p> <p>しかし、承知のとおり、少子化による生徒数の大幅な減少の影響等により、私立高等学校等の経営は、いよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。</p> <p>ついては、将来を担う生徒の教育の機会均等や学校選択の自由の実現が妨げられることの無いよう、県財政を取り巻く状況は厳しいとは思いますが、私立学校教育の振興を図るため、教育基本法及び私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、以下の要望事項について特段の配慮をお願いする。</p> <p>[要望事項]</p> <p>1 経常費補助金の確保について</p> <p>私立学校が、時代や社会の進展に即した新しい教育を積極的に推進していくためには、これまで以上の経費を必要とするが、少子化に伴う生徒数の減少による納付金の減収により、私立高等学校等を取り巻く環境は厳しさを増している。</p> <p>さらに、教員の維持・確保に必要な経費は増大しており、政府が目標に掲げる賃上げへの対応や、諸物価の高騰による経費の膨大化など様々な課題が山積している。</p> <p>私立学校経営の健全化と保護者の教育費負担軽減を図るため、経常費補助金の大幅な拡充強化について特段の配慮をお願いする。</p> <p>2 高等学校等授業料減免事業の拡充について</p> <p>本県においては、高等学校等を対象に国の就学支援金の制度改正より、令和2年度から年収 590 万円未満世帯を対象に支給上限額が年額 396,000 円となり、授業料の実質無償化が図られたが、制度を改正しても、なお、公立高校の大半は無償であるのに対し私立高校の保護者は依然として教育費を負担しているのが実態である。一方、東京都では、令和6年度から所得制限を撤廃し、全ての高等学校等授業料を年額 484,000 円まで無償化するなど地域格差が拡大している。家庭環境や地域に左右されず全ての意志ある高校生等が安心して私立学校で学べるよう、国制度に加えて、実質無償化対象世帯のさらなる範囲拡大、多子世帯への所得要件緩和、低所得世帯への一層の負担軽減等が図れるよう県独自の上乗せ支援をお願いする。</p> <p>3 教職員研修に対する支援について</p> <p>グローバル化への対応や社会を牽引するイノベーション創出を目指す教育のための学習指導要領の改訂等、国の急速な教育改革に対応するためには、教職員研修はこれまで以上に重要である。経常費補助金の特別加算分の項目に計上されているが、本県私立学校の実情を勘案し、教職員研修に対する支援の拡充をお願いする。</p>	茨城県私学協会 会長 鈴木 康之 茨城県私立中学高等学校保護者 会連合会 会長 須藤 隆之 外 84 名	海 野 透 白 田 信 夫 飯 塚 秋 男 常 井 洋 治 戸井田 和 之	<p>1 経常費補助金の確保について</p> <p>(1) 現況</p> <p>経常費補助については、私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全性の確保並びに父母負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行っているところである。</p> <p>毎年度、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、補助単価の充実に努めているところである。</p> <p>ア 生徒 1 人当たり補助単価 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>増減額</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>377,532</td> <td>381,653</td> <td>4,121</td> <td>1.09%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>346,101</td> <td>350,057</td> <td>3,956</td> <td>1.14%</td> </tr> <tr> <td>狭域通信制</td> <td>80,988</td> <td>81,905</td> <td>917</td> <td>1.13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 中等教育学校の後期課程は高等学校、前期課程は中学校と同額</p> <p>イ 当初予算額の推移 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>7,796,906</td> <td>7,885,511</td> <td>7,975,404</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1,446,949</td> <td>1,505,194</td> <td>1,484,943</td> </tr> <tr> <td>狭域通信制</td> <td>88,331</td> <td>113,708</td> <td>148,576</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 高等学校には中等教育学校後期課程、中学校には中等教育学校前期課程を含む。</p> <p>(2) 近県の状況</p> <p>○経常費補助単価比較（令和6年度） ※日本私立中学高等学校連合会調査</p> <p>ア 高等学校 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都県名</th> <th>東京</th> <th>千葉</th> <th>茨城</th> <th>群馬</th> <th>栃木</th> <th>神奈川</th> <th>埼玉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価</td> <td>411,285</td> <td>387,641</td> <td>381,653</td> <td>370,786</td> <td>358,200</td> <td>355,491</td> <td>325,405</td> </tr> <tr> <td>順位</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>42</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 中学校 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都県名</th> <th>東京</th> <th>群馬</th> <th>茨城</th> <th>千葉</th> <th>栃木</th> <th>神奈川</th> <th>埼玉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価</td> <td>384,347</td> <td>350,441</td> <td>350,057</td> <td>350,057</td> <td>315,100</td> <td>271,248</td> <td>254,129</td> </tr> <tr> <td>順位</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>38</td> <td>44</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高等学校等授業料減免事業の拡充について</p> <p>(現況)</p> <p>令和2年4月から、国の就学支援金制度が拡充され、年収約 590 万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実施されたことにより、県による上乗せ支援の対象としていた世帯に対しても国により授業料実質無償化が図られることとなったことから、本県独自の授業料に係る上乗せ支援は実施していない。</p> <p>また、平成26年度から私立高等学校等奨学給付金事業を、平成29年度から入学金減免事業を実施しており、授業料以外の教育費についても負担軽減に努めている。</p>	区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	伸び率	高等学校	377,532	381,653	4,121	1.09%	中学校	346,101	350,057	3,956	1.14%	狭域通信制	80,988	81,905	917	1.13%	区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	高等学校	7,796,906	7,885,511	7,975,404	中学校	1,446,949	1,505,194	1,484,943	狭域通信制	88,331	113,708	148,576	都県名	東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉	補助単価	411,285	387,641	381,653	370,786	358,200	355,491	325,405	順位	2	6	13	24	35	42	47	都県名	東京	群馬	茨城	千葉	栃木	神奈川	埼玉	補助単価	384,347	350,441	350,057	350,057	315,100	271,248	254,129	順位	2	14	20	20	38	44	45
区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	伸び率																																																																																					
高等学校	377,532	381,653	4,121	1.09%																																																																																					
中学校	346,101	350,057	3,956	1.14%																																																																																					
狭域通信制	80,988	81,905	917	1.13%																																																																																					
区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																						
高等学校	7,796,906	7,885,511	7,975,404																																																																																						
中学校	1,446,949	1,505,194	1,484,943																																																																																						
狭域通信制	88,331	113,708	148,576																																																																																						
都県名	東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉																																																																																		
補助単価	411,285	387,641	381,653	370,786	358,200	355,491	325,405																																																																																		
順位	2	6	13	24	35	42	47																																																																																		
都県名	東京	群馬	茨城	千葉	栃木	神奈川	埼玉																																																																																		
補助単価	384,347	350,441	350,057	350,057	315,100	271,248	254,129																																																																																		
順位	2	14	20	20	38	44	45																																																																																		

4 家計急変保護者世帯等に対する支援について

家計急変等の理由により、授業料等の納入が困難な中学生を含む生徒等を対象に授業料等の軽減措置を行う学校法人に対し、県補助事業の授業料等軽減事業が制度化されており、当該補助金等の早期給付や影響の長期化等に伴う保護者世帯に対する支援について特段の配慮をお願いする。

ア 全日制高校初年度納付金の公私比較（令和6年度）

公立	私立	公私差
8,650円	342,241円	333,591円

※ 年収約590万円未満世帯の例（就学支援金事業により、令和2年度から年収約590万円未満世帯の授業料は実質無償化。また、入学金軽減事業により96,000円を上限に補助）

イ 就学支援金の支給状況（単位：人、千円）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象生徒数	40,140	43,207	55,560
支給額	7,195,599	7,812,184	10,275,820

※ 対象者数、支給額とも、専修学校（高等課程）等を含む。
 ※ 令和4年度、令和5年度は実績、令和6年度は当初予算額

3 教職員研修に対する支援について

（現況）

令和元年度から、指導力向上に資する教員研修を実施した場合等には、私立高等学校等経常費補助金により、各学校に対して支援を行っている。

今後とも、本県私立学校の実情等を勘案し、より効果的な支援方法を検討していく。

4 家計急変保護者世帯等に対する支援について

（現況）

（1）私立中学校等の授業料支援

授業減免事業を行う中学校等を設置する学校法人に対し、補助を実施している。令和4年度から年収400万円未満の世帯に対する授業料支援の補助上限額を年額18万円から年額33万6000円に拡充したところである。

○授業料等減免事業の補助状況（単位：人、千円）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象生徒数	1,935	1,831	2,319
うち中学校	76	85	48
支給額	156,937	151,003	184,074
うち中学校	22,348	24,308	14,515

※ 令和4年度、令和5年度は実績、令和6年度は当初予算額

（2）家計急変保護者世帯等に対する支援

保護者等の負傷・疾病による療養や災害による被災により勤務できない場合や、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの事情により家計が急変し、所得が減少した世帯に対して私立高等学校等の授業料を支援しており、円滑な手続きの支援や早期給付に努めている。

ア 高等学校等就学支援金制度（家計急変支援）

私立高等学校等に在籍する生徒がいる世帯のうち、保護者等の負傷・疾病による療養や災害による被災など自己の責めに帰することのできない理由により、従前得ていた収入を得ることができない世帯に対し、国の就学支援制度により支援している。

※ 令和4年度までは県の授業料等減免事業により支援していたが、令和5年度に国の制度変更により、高等学校等の授業料支援は、就学支援金制度に一本化された。

					<p>【支給額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家計急変後年収の目安</th> <th>支給額上限（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>590万円未満</td> <td>396,000円 (就学支援金制度による支給額と同一)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 家計急変世帯向け授業料軽減事業 家計が急変した世帯を対象に授業減免事業を行う中学校等を設置する学校法人に対して補助を実施している。 令和4年度からは家計急変世帯への授業料支援における年収要件を250万円未満から400万円未満に拡充した。</p> <p>【支給額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家計急変後年収の目安</th> <th>支給額上限（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>336,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 奨学のための給付金 授業料以外の教育費負担を軽減するため実施している奨学のための給付金について、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から家計急変世帯を支給対象に追加した。</p> <p>【支給額】 52,100円～152,000円 ※ 世帯の収入状況等により支給額は異なる。 ※ 高等学校、中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、専修学校高等課程等が対象</p>	家計急変後年収の目安	支給額上限（年額）	590万円未満	396,000円 (就学支援金制度による支給額と同一)	家計急変後年収の目安	支給額上限（年額）	400万円未満	336,000円
家計急変後年収の目安	支給額上限（年額）												
590万円未満	396,000円 (就学支援金制度による支給額と同一)												
家計急変後年収の目安	支給額上限（年額）												
400万円未満	336,000円												

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																																														
6 年 第 6 号	6. 1 1. 2 9	<p>父母の教育費負担を軽減し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成に関する請願</p> <p>2020 年度、国は就学支援金制度を拡充し、年収 590 万円未満世帯に対し 39.6 万円の支援金制度とした。制度拡充によって学費の滞納や、経済的理由による退学者は全国的に大幅に減少した。多くの先進諸国が私立・公立の区別なく高校までは「学費が完全無償」となっている。国の就学支援金制度の前進面はあるものの、「学費の実質無償」にはまだまだ遠い状況にある。</p> <p>こうした国の立ち遅れた実態に対し、都道府県では国の制度を待たずに独自に支援制度を創設している。関東では国の支援金制度（年収によって 39.6 万円から 11.8 万円）に上乗せすることで、東京都は所得制限を無くして全世帯に 48.4 万円、神奈川県は年収によって 46.8 万円～19.3 万円、千葉県は 52.2 万円～24.1 万円、埼玉県は学費全額、60.3 万円～40.3 万円、群馬県は 39.6 万円～16.5 万円、910 万円以上世帯にも 2.3 万円の授業料補助を実現している。</p> <p>茨城県と栃木県は入学金補助制度（茨城県では 2017 年から 19.6 万円～9.8 万円、栃木県では 2020 年度から 7～3.5 万円）はあるものの、国の就学支援金制度への上乗せはない。春のはがき署名の中で「東京都のように年収に制限をつけず、学費補助制度の拡充をお願いします。」「親の収入によって子どもの進路や夢が妨げられることがないよう就学支援金を増額して下さい」など多くの声が寄せられている。</p> <p>以上の立場から下記の事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないように、国の就学支援金制度に上乗せする県独自の支援制度を作してほしい。</p> <p>2 私学への経常費助成を増額してほしい。とくに県単独補助金について、高校・幼稚園・認定こども園に対し増額するとともに、小・中学校に対しては創設してほしい。</p> <p>3 高校の経常費の査定項目から「難関大学への進学」「医学部への進学」「全国大会への出場」など生徒の成績や実績を基にする項目を削除してほしい。</p> <p>4 スクールバスや学生寮など、通学不便が理由で経済的負担が大きくなる生徒に対し、負担を軽減する制度を作してほしい。</p>	私学助成をすすめる茨城県連絡会議 代表 横須賀 健二 外 6,408 名	江尻 加那 う の のぶこ 長 田 麻美	<p>1 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないように、国の就学支援金制度に上乗せする県独自の支援制度を作ること。</p> <p>(現況)</p> <p>令和 2 年 4 月から、国の就学支援金制度が拡充され、年収約 590 万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実施されたことにより、県による上乗せ支援の対象としていた世帯に対しても国により授業料実質無償化が図られることとなったことから、本県独自の授業料に係る上乗せ支援は実施していない。</p> <p>また、平成 26 年度から私立高等学校等奨学給付金事業を、平成 29 年度から入学金減免事業を実施しており、授業料以外の教育費についても負担軽減に努めている。</p> <p>ア 全日制高校初年度納付金公私比較（令和 6 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公立</th> <th>私立</th> <th>公私差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,650 円</td> <td>342,241 円</td> <td>333,591 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 年収約 590 万円未満世帯の例（就学支援金事業により、令和 2 年度から年収約 590 万円未満世帯の授業料は実質無償化。また、入学金軽減事業により 96,000 円を上限に補助）</p> <p>イ 就学支援金の支給状況（単位：人、千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象生徒数</td> <td>40,140</td> <td>43,207</td> <td>55,560</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>7,195,599</td> <td>7,812,184</td> <td>10,275,820</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象者数、支給額とも、専修学校（高等課程）等を含む。 ※ 令和 4 年度、令和 5 年度は実績、令和 6 年度は当初予算額</p> <p>2 私学への経常費助成を増額すること。とくに県単独補助金について、高校に対し増額するとともに、小・中学校に対しては創設すること。</p> <p>(1) 現況</p> <p>経常費補助については、私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全性の確保並びに父母負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行っている。毎年度、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、補助単価の充実に努めている。</p> <p>ア 生徒 1 人当たり補助単価（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>増減額</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>377,532</td> <td>381,653</td> <td>4,121</td> <td>1.09%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>346,101</td> <td>350,057</td> <td>3,956</td> <td>1.14%</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>344,504</td> <td>348,446</td> <td>3,942</td> <td>1.14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 中等教育学校の後期課程は高等学校、前期課程は中学校と同額</p> <p>イ 当初予算額の推移（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中・中等・高校</td> <td>10,012,180</td> <td>10,207,991</td> <td>10,301,590</td> </tr> </tbody> </table>	公立	私立	公私差	8,650 円	342,241 円	333,591 円	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	対象生徒数	40,140	43,207	55,560	支給額	7,195,599	7,812,184	10,275,820	区分	令和 5 年度	令和 6 年度	増減額	伸び率	高等学校	377,532	381,653	4,121	1.09%	中学校	346,101	350,057	3,956	1.14%	小学校	344,504	348,446	3,942	1.14%	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	小・中・中等・高校	10,012,180	10,207,991	10,301,590
公立	私立	公私差																																																	
8,650 円	342,241 円	333,591 円																																																	
区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																																
対象生徒数	40,140	43,207	55,560																																																
支給額	7,195,599	7,812,184	10,275,820																																																
区分	令和 5 年度	令和 6 年度	増減額	伸び率																																															
高等学校	377,532	381,653	4,121	1.09%																																															
中学校	346,101	350,057	3,956	1.14%																																															
小学校	344,504	348,446	3,942	1.14%																																															
年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																																
小・中・中等・高校	10,012,180	10,207,991	10,301,590																																																

(2) 近県の状況

○経常費補助単価比較（令和6年度） ※日本私立中学高等学校連合会調査
高等学校（単位：円）

都県名	東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉
補助単価	411,285	387,641	381,653	370,786	358,200	355,491	325,405
順位	2	6	13	24	35	42	47

3 高校の経常費の査定項目から「難関大学への進学」「医学部への進学」「全国大会への出場」など生徒の成績や実績を基にする項目を削除すること。

(現況)

私立高等学校への経常費補助については、配分方法を令和元年度から見直し、生徒数や教職員数等に基づき算出した一般分と、各学校の教育の取組内容に応じて算出した特別分の合計額により配分している。

配分項目については、学校の様々な取組を評価できるよう、医師不足などの本県の政策課題や、ICTの進展などの社会変化、理数教育・国際教育の推進などの各学校の取組や意見を参考に設定している。

今後も学校の取組状況等を踏まえ、更なる特色ある教育を促進できるよう、随時見直しを図っていく。

4 スクールバスや学生寮など、通学不便が理由で経済的負担が大きくなる生徒に対し、負担を軽減する制度を作ること。

(現況)

スクールバスについては、高等学校等27校中18校が運行しており、4,998人の生徒が利用している（令和4年度調査）。

学生寮については、同13校が設置しており、1,477人の生徒が利用している（令和6年度調査）。

スクールバス及び学生寮に関する支援については、学校の経常的経費全体に対する補助である経常費補助で対応している。

また、保護者に対しては、授業料以外の教育費への補助として、生活保護世帯・非課税世帯を対象に奨学のための給付金を支給し、保護者への負担軽減を図っている。

ア 私立高等学校等（※）のスクールバス運行状況及び学生寮設置状況

区分	運行・設置学校数 (割合)	利用生徒数 (割合)
スクールバス (R4調査)	18校/27校 (66.7%)	4,998人/21,514人 (23.2%)
学生寮 (R6調査)	13校/27校 (48.1%)	1,477人/21,159人 (7.0%)

※ 高等学校（全日制）24校、中等教育学校3校

イ 奨学のための給付金

【支給額】

52,100円～152,000円

※ 世帯の収入状況等により支給額は異なる。

※ 高等学校、中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、専修学校高等課程等が対象

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
6 年 第10号	6. 11. 29	<p>教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願</p> <p>子どもたち一人ひとりに確かな学力をつけ、豊かな人間関係を育むためには、何よりもゆとりある学習環境として「少人数学級」が求められている。</p> <p>コロナ禍を契機に、子どもにとって安心できる生活環境、安全な学習環境としての「少人数学級」の有効性を経験して、「30人以下の少人数学級」の実現が教育の最優先の課題であるという認識が広まり、世論になっている。</p> <p>このような情勢を背景に、文科省は、40年間続けてきた「40人学級」を改め、「2021年度から5年かけて小学6年までを35人学級にする」こととした。これは一步前進ではあるが、国際的な水準からほど遠く、国民の期待からもかけ離れている。</p> <p>茨城県は「茨城方式」によって35人学級を中学3年まで拡大しているが、この機会に35人学級の高等学校までの早期実現を国に求めるとともに、県独自の「30人以下学級」を目指す施策もすすめてほしい。</p> <p>社会に広がる経済格差が、子どもの生活や学習に大きな影響を与え、子どもの進路を狭めている。県立高校の統廃合や学級削減ではなく、過疎地域の高校や定員割れの高校、定時制高校に対して先行して少人数学級を実現してほしい。</p> <p>小・中学校、高校、特別支援学校で、教職員の未配置が起きている。学校現場では病気休暇や産前産後休暇、育児休業などの代替教職員が見つからない「教育に穴があく」状況が数か月続くなど、いっそう深刻である。教職員の負担軽減をすすめるとともに、正規の教職員を増やしてほしい。</p> <p>特別支援学校については、保護者や教職員等による「過大・過密」「教室不足」解消を求める長年の運動によって、2021年9月に文科省が設置基準を制定した。茨城においては2023年5月時点、23校ある県立特別支援学校のうち11校で89の普通教室が不足している。「教育環境を改善する」との制定趣旨を尊重して、既存の特別支援学校にも設置基準を適用するなど、普通教室不足及び過大・過密を早期に解消してほしい。</p> <p>次の社会を担う子どもたちのために、教育予算の大幅な増額をお願いします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員を増やすとともに、学校運営費を増額してほしい。 2 小学校、中学校、高等学校の30人以下学級を早期に実現してほしい。 3 教育的な観点、地域の意見を尊重し、小学校、中学校、高等学校の統廃合をやめてほしい。 4 県立高校学習者用端末の公費負担をはじめとする教育費の保護者負担軽減、並びに、私学助成増額のために、教育予算を増やしてほしい。 5 定時制高校の教育条件（教員の加配、学校運営費の増額）を充実してほしい。 6 特別支援学校の過大・過密と普通教室不足を解消するために、既存校にも設置基準を適用するとともに、学校新設をすすめてほしい。 7 県立の教育施設、IT短大、産業技術専門学院、農業大学校、看護専門学校、医療大学、笠間陶芸大学校の授業料上げをやめてほしい。 	<p>民主教育をすすめる茨城県民会議 代表 岡野 一男 外 1,370名</p>	江 尻 加 那	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教員を増やすとともに、学校運営費を増額してほしい。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 制度の概要等（教職員定数） <ol style="list-style-type: none"> ① 義務教育諸学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に基づき、児童生徒数や学級数等に応じて算定。 ・ 第7次教職員定数改善計画（H13～H17）により、少人数指導への支援、教頭複数配置の拡充のほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善。 ・ H29義務標準法改正により、H29～R8の10年間で、通級指導、外国人児童生徒等指導及び初任者研修指導に関する加配定数の基礎定数化。 ・ R3義務標準法改正により、R3～R7の5年間で、小学2年生から6年生までの学級編制の標準を40人から35人に変更。 ② 高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）に基づき、収容定員や課程数等により算定。 ・ 第6次公立高等学校教職員定数改善計画（H13～H17）により、習熟度別授業や中高一貫校、総合学科、単位制など多様な高校教育の展開に対応する加配を措置。（H13～H17） (2) 最近の動き <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育諸学校については、学習指導要領の施行に伴い、より一層の授業の工夫・改善が必要であり、教職員に求められる資質・能力の向上を図りながら、教職員の負担を軽減する体制を構築することが重要であることから、小学校に引き続き、中学校においても、学級編制の標準を35人以下に引き下げることや、理科教育の推進、英語教育の早期化・高度化への対応、問題行動や不登校への対応などのため、加配定数の充実等について、国に対して要望を行っている。 ・ 高等学校については、情報科や技術の高度化がもたらす社会環境の変化が著しく、学校教育においても、子供たちの資質・能力を一層確実に育成し、これらの変化に柔軟に対応するため、特に学校全体の情報教育を統括・推進する教員の加配を含めた教員定数の拡充や専攻科の教職員定数の高校標準法による措置、産業教育充実のための学校外の優れた講師配置のための財政支援など、全国都道府県教育委員会連合会を通じ、国に対して要望を行っている。 ・ 県立学校の運営に係る予算措置については、県財政が厳しい状況ではあるが、必要な予算額の確保に努めている。 2. 小学校、中学校、高等学校の30人以下学級を早期に実現してほしい。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 制度の概要等 <ol style="list-style-type: none"> ① 学級編制に係る国の標準：1学級40人（小学1～5年生は35人） <ol style="list-style-type: none"> ア 公立義務教育諸学校については、都道府県において国の標準を下回る基準を設定することが可能。（平成13年度～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法） イ 公立高等学校については、やむを得ない事情がある場合及び特に必要があると認める場合においてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）

		<p>8 小中学校の給食無償化を実現し、安全安心な給食を提供できるよう、県として予算をつけてほしい。</p>			<p>② 小・中学校の学級編制の弾力化に係る制度改正等 【平成23年度～】小学1年生の学級編制の標準を40人から35人に引下げ 【平成24年度～】小学2年生の全ての学級で35人以下学級が実現できるよう加配措置 【令和3年度～】小学2年生の学級編制の標準を35人に引下げ。以後、学年進行で引下げられ、令和7年度に小学6年生が35人に引下げ</p> <p>(2) 本県の状況 ① 少人数教育充実プラン推進事業 ア 楽しく学ぶ学級づくり事業（平成14年度～） 対象：小学校全学年 ○ 小学1～5年生 国の基準により全学級35人学級 ○ 小学6年生（平成26年度～） ・ 35人超3学級以上…学級増・担任教員1名配置 ・ 35人超1・2学級…学級毎に非常勤講師1名配置 イ 中学校生活充実支援事業（平成22年度～） 対象：中学校全学年（平成30年度～）（中1 H22～、中2 H29～） ・ 35人超3学級以上…学級増・担任教員1名＋非常勤講師1名配置 ・ 35人超1・2学級…学級毎に非常勤講師1名配置 ② 高等学校では、音楽科、美術科及びメディア芸術科(30人定員)を除き、全校・全学科で40人定員としている。</p> <p>(3) 最近の動き ① 中央要望 令和6年6月に、文部科学省に中学校の学級編制の標準を35人以下に引き下げる新たな定数改善計画の策定等を要望 ② 令和7年度予算概算要求（文部科学省） 全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。 ○ 学校の指導・運営体制の充実 ・ 小学校における教科担任制の拡充 2,160人 ・ 生徒指導担当教師の全中学校への配置 1,380人 ・ 多様化・複雑化する課題への対応 476人 ・ 35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う増 3,637人 ・ 教職員定数の自然減 △8,703人</p> <p>3. 教育的な観点、地域の意見を尊重し、小学校、中学校、高等学校の統廃合をやめてほしい。 (1) 制度の概要等 ① 公立小・中学校の適正規模【指針】(H20.4県教委) ア 理由 近年、急激な少子化の進行に伴い、本県においては学校の小規模化や複式学級が増加していることから、県として、よりよい教育環境や人間関係の構築の面などから、望ましい学校を目指すべき姿を示した。 イ 小・中学校の適正規模の基準 ・ 小学校：12学級以上 ・ 中学校：9学級以上 ウ 適正配置に際して留意すべき事項 ・ 保護者等と一体となって新たな学校での教育について十分な議論を行うこと。</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>(参考) 学校規模の現状(R6.5.1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校：11学級以下 252校／447校 (56.4%) ・ 中学校：8学級以下 103校／217校 (47.5%) <p>② 県立高等学校の適正規模</p> <p>地域ごとに中学校卒業生の減少の度合いに差があることや、県立高等学校のおかれている状況が地域によって大きく異なることを踏まえ、県内全ての地域に一律で適用する適正規模の基準は設けない。</p> <p>※ 県立高等学校改革プラン基本プラン (H31.2策定)</p> <p>(参考) 本県の中学校卒業生数</p> <p>H元年3月：49,441人 H30年3月：27,454人 R7年3月：25,191人 (推計)</p> <p>(2) 本県の状況</p> <p>① 指針策定後 (H21年度以降) の小中学校の統合実績</p> <p>H21年度：1市 小学校3校 → 1校 H22年度：2市町 小学校10校 → 5校 H23年度：3市町 小学校10校 → 4校 中学校2校 → 1校 H24年度：7市町 小学校19校 → 8校 中学校4校 → 2校 H25年度：6市町 小学校12校 → 5校 中学校5校 → 2校 H26年度：9市町 小学校17校 → 6校 中学校6校 → 3校 H27年度：8市町 小学校17校 → 6校 中学校8校 → 4校 H28年度：10市町 小学校27校 → 9校 H29年度：5市町 小学校2校・中学校2校→義務教育学校2校 小学校6校 → 3校 中学校4校 → 2校 小学校1校・中学校1校→義務教育学校1校 H30年度：8市町 小学校8校 → 4校 中学校2校 → 1校 小学校15校・中学校5校→義務教育学校4校 H31年度：4市町 小学校11校 → 3校 中学校2校 → 1校 R2年度：3市 小学校6校 → 3校 小学校1校・中学校1校→義務教育学校1校 R3年度：6市 小学校7校 → 3校 中学校2校 → 1校 小学校6校・中学校3校→義務教育学校2校 R4年度：6市 小学校10校 → 3校 中学校2校 → 1校 小学校8校・中学校3校→義務教育学校3校 R5年度：4市町 小学校7校 → 3校 中学校2校 → 1校 R6年度：4市町 小学校10校 → 4校 小学校5校・中学校1校→義務教育学校1校</p> <p>② 県立高等学校再編整備計画による高等学校の統合実績</p> <p>ア 第1次前期実施計画による統合新校 (4校)</p> <p>H16年度：太子清流 H17年度：江戸崎総合 H18年度：高萩清松、常陸大宮</p> <p>イ 第1次後期実施計画による統合新校 (7校)</p> <p>H19年度：石岡一 H20年度：磯原郷英、岩井 H21年度：那珂湊、石下紫峰、境 H22年度：常陸大宮</p> <p>ウ 第2次前期・中期実施計画による統合新校 (0校)</p> <p>エ 第2次後期実施計画による統合新校 (3校)</p> <p>H30年度：鉾田第二 H31年度：太田西山 R2年度：坂東清風</p> <p>オ 改革プラン実施プランⅡ期による機能統合 (1校)</p> <p>※機能統合：対象校の培ってきた特色ある取組を、統合先の学校に継承・発展させるもので、原則として、課程・学科等の改編を伴わないもの</p> <p>R7年度：明野を真壁に機能統合</p>
--	--	--	--	--	---

					<p>(3) 最近の動き</p> <p>① 小中学校の適正配置計画 県内44市町村のうち、40市町村において、適正規模化に向けた検討がなされている。 このうち29市町村では、適正配置に向けた計画等を策定している。</p> <p>② 県立高等学校改革プラン ア 県立高等学校改革プラン基本プラン（H31.2策定） 茨城県高等学校審議会からの答申（H30.12）を受け、R2年度からR8年度を計画期間として、学校・学科の在り方や学校の適正規模・適正配置などの基本的な方向性を示す計画を策定 イ 実施プラン 県立高等学校改革プラン基本プランに基づき、I期第1部、I期第2部、II期の3回に分け策定 ・I期第1部（H31.2策定、期間：R2～R4） ・I期第2部（R2.8策定、期間：R3～R5） ・II期（R6.1策定、期間：R6～R8）</p> <p>4. 県立高校学習者用端末の公費負担をはじめとする教育費の父母負担軽減、ならびに、私学助成増額のために、教育予算を増やしてほしい。</p> <p>① 県立高校学習者用端末について 一定の所得以下の世帯の生徒に対して、公費で整備した端末を無償で貸与することや端末購入費の一部を補助することにより、負担軽減に努めている。 ・端末貸与：R6県立高等学校等の貸与件数：2,465件 ・端末購入費一部補助：R6県立高等学校等の補助件数：452件</p> <p>② 授業料等について 一定の所得以下の世帯の生徒に対して、生徒の授業料を無償化する「公立高等学校等就学支援金事業」や、授業料以外の教育費について、給付金を支給する「公立高等学校等奨学給付金事業」を実施することにより、負担軽減に努めている。 ・公立高等学校等就学支援金：R5県立高等学校等の受給者数：41,641人（約83%） ・公立高等学校等奨学給付金：R5県立高等学校等の受給者数：5,359人（約10%） また、県立高等学校等の保護者負担軽減対策事業を実施している。</p> <p>③ 私学助成について 私立学校については、父母負担の軽減、教育条件の維持向上、経営の健全性の確保を目的とした経常費補助を行っており、毎年度、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、補助単価の充実に努めている。</p> <p>5. 定時制高校の教育条件（教員の加配、学校運営費の増額）を充実してほしい。</p> <p>(1) 制度の概要・設置目的 高等学校の定時制は、学校教育法の制定時（S23）から設けられている制度であり、創設の趣旨は中学校を卒業して勤務に従事するなど様々な理由で全日制の高等学校に進学できない青少年に対して高校教育を受ける機会を与えるもの。</p> <p>(2) 本県の設置状況</p> <p>① R6年度定時制課程募集校（現在13校25学級、うち夜間設置は10校10学級） ア 普通科（夜間） 5校5学級 イ 普通科（多部制）〔フレックススクール〕 5校16学級（うち夜間設置は4校4学級） ウ 総合学科（夜間） 1校1学級 エ 農業科（昼間） 1校1学級 オ 情報科（多部制）</p>
--	--	--	--	--	---

- 1校2学級
- ② 定時制課程の志願倍率・定員の充足状況
R6入学者選抜の志願倍率は0.52、定員充足率は53.6%
- ③ 入学者の状況
勤労青少年に加え、生涯学習の一環として学ぶ社会人、全日制課程の退学者、中学校における不登校経験者等、様々な学習歴や生活歴をもつ生徒が入学。
- ④ 募集学級数の推移

区分	H20	H24	H30	R4	R5	R6
募集学級数	18	20	23	23	25	25
うち夜間部	8	6	6	6	6	6
うち多部制	9	13	16	16	18	18

- ※ 夜間部は多部制を除く。
※ 内数のうち水戸農業昼間部1は除いている。

(3) 再編整備の実施状況

- ① 定時制の再編整備の方向性
通信制課程との役割分担や、地域の実情、生徒・保護者のニーズなどを勘案し、その在り方について慎重に検討する。
※ 県立高等学校改革プラン基本プラン（H31.2策定）
- ② 多部制定時制課程単位制高等学校（フレックススクール）の特色
ア 多部制：午前・午後等の時間帯の選択が可、他の部の講座も選択でき3年での卒業も可
イ 単位制：多彩な科目群から選び自分の時間割を作成、習熟度別少人数指導
ウ 相談体制：心理学専攻の大学院生「キャンパスエイド」やカウンセリングコーディネーター（教諭）等の配置
- ③ フレックススクールへの改編
H3年度：水戸南を単位制に移行
昼間2、夜間1
H17年度：鹿島灘の全日制3学級を改編
午前1、午後1、夜間1
（鉾田第一の定時制募集停止（夜間1））
H20年度：結城第二の全日制3学級を改編
午前1、午後1、夜間1
（下館第一の定時制募集停止（夜間1））
H24年度：茎崎の全日制3学級を改編
午前2、午後1、夜間1
（水海道第一の定時制募集停止（夜間1））
H30年度：高萩の全日制3学級を改編
午前2、午後1
※ H17からキャンパスエイド（メンタルフレンドとなる心理学専攻の大学院・大学生）を配置
- ④ 総合学科（定時制）への改編
H24年度：日立工業定時制の機械科を改編
※ 日立第一の定時制普通科の募集停止に伴うもの
- ⑤ IT科（定時制）への改編
R5年度：友部の全日制2学級をIT未来へ改編
昼間（A1、B1）

(4) 定時制高等学校への教員配置

6校（高萩、水戸南、IT未来、鹿島灘、茎崎、結城第二）とも単位制高等学校への加配措置により、高校標準法上の定数を上回って配置している。

(5) 定時制高等学校への予算措置
定時制高等学校の運営に係る予算措置については、県財政が厳しい状況ではあるが、必要な予算額の確保に努めている。

6. 特別支援学校の過大・過密と普通教室不足を解消するために、既存校にも設置基準を適用するとともに、学校新設をすすめてください。

(1) 教室不足の解消
少子化が進む一方、特別支援学校の児童生徒数は増加し、複数の学校で普通教室の不足が生じている。

○ 2020(R2)年2月に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画(いばとくプラン)」に基づき、校舎増築や通学区域を見直すなど、教室不足解消のために環境整備を推進している。

<いばとくプラン策定時の計画>

年度	対象校	対応内容
2022(R4)	水戸飯富	通学区域の一部を内原特支へ変更
	内原	高等部を設置 高等部棟を増築・供用開始 15室
	鹿島	校舎増築・供用開始 13室
2023(R5)	つくば	校舎増築・供用開始 16室

児童生徒数及び不足教室数の推移(5年間) 各年5月1日時点

年度	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
児童生徒数	3,992人	4,092人	4,209人	4,337人	4,485人
不足教室数	89室	92室	90室	89室	105室
増築室数	-	-	28室	16室	-

<2023(R5)年2月策定の校舎増築等計画>

年度	対象校	対応内容
2025(R7)	協和	校舎増築・供用開始予定 16室
	結城	校舎増築・供用開始予定 15室
	土浦	校舎増築・供用開始予定 12室 ※土浦特の通学区域の一部を石岡特支へ変更の上、石岡特支に増築
2026(R8)	境	校舎増築・供用開始予定 23室
	伊奈	校舎増築・供用開始予定 17室
	美浦	校舎増築・供用開始予定 16室

※室数は普通教室、多目的室の合計で整備見込みの数
境、伊奈、美浦は設計中であり、今後変更の可能性がある。

(2) 特別支援学校設置基準(令和3年文部科学省令第45号。令和3年9月24日公布。令和4年4月1日施行。施設及び設備等に係る規定は令和5年4月1日施行。)

- ・ 特別支援学校を設置するのに必要な最低基準を定めるとともに、地域の実態等に応じた対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定したもので、1学級の児童生徒数や学級編制、障害種や児童生徒数に応じた校舎や運動場の面積、校舎に備えるべき施設などの基準を示したもの。
- ・ 設置基準(施設及び設備等の規定)については、附則の規定により、設置基準施行(令和5年4月1日)以前に設置されている特別支援学校は、当分の間設置基準によらないことができることとされている。

				<p>8. 小中学校の給食無償化を実現し、安全安心な給食を提供できるよう、県として予算をつけてほしい。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <p>学校給食の経費負担</p> <p>学校給食法第11条により、学校の給食の実施に必要な施設設備や運営に要する人件費、光熱水費などは学校設置者が負担、食材費に相当する給食費については、保護者が負担する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校給食法第11条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。 ・前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。 </div> <p>(2) 本県の状況</p> <p>① 市町村の公費負担状況</p> <table border="1" data-bbox="1967 1020 2822 1352"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額 公費負担</td> <td>16 市町 城里町・大子町・日立市・北茨城市・潮来市・稲敷市 ・河内町・神栖市・利根町・境町・銚田市・石岡市・土浦市・古河市・筑西市・八千代町</td> </tr> <tr> <td>一部 公費負担</td> <td>28 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 低所得者世帯に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒就学援助制度 要保護（国・市町村 1/2） 準要保護（市町村 10/10） ・特別支援教育就学奨励費（世帯収入により全部又は一部を支援） 特別支援学校や小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒が対象 <p>(3) 最近の動き</p> <p>① 給食費無償化に係る国の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月に策定された「こども未来戦略方針」に基づき、文部科学省による実態調査が行われ、令和6年6月12日にその結果が公表された。 ・文部科学省では、この調査結果を基に、小中学校の給食実施状況の 	項目	市町村数	全額 公費負担	16 市町 城里町・大子町・日立市・北茨城市・潮来市・稲敷市 ・河内町・神栖市・利根町・境町・銚田市・石岡市・土浦市・古河市・筑西市・八千代町	一部 公費負担	28 市町村
項目	市町村数									
全額 公費負担	16 市町 城里町・大子町・日立市・北茨城市・潮来市・稲敷市 ・河内町・神栖市・利根町・境町・銚田市・石岡市・土浦市・古河市・筑西市・八千代町									
一部 公費負担	28 市町村									

					<p>違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしている。</p> <p>② 県の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・国において課題の整理及び具体的方策の検討に取り組むとしていることから、その動向を注視するとともに、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会を通じて、給食費無償化実現のための財政措置について国へ要望を行っている。
--	--	--	--	--	---

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
6 年 第 1 4 号	6. 1 1. 2 9	<p>県立学校の授業料値上げの撤回に関する請願</p> <p>茨城県は 2025 年度から県内の医療、看護、農業、陶芸、産業技術専門学院・IT 短大など 6 つの授業料値上げを予定している。一方、東京都立大は授業料を無償化し、兵庫県や大阪府も段階的に無償化にする方針を決め、学費軽減に踏み出す自治体が出てきている。電気代高騰が学費値上げの理由としているが、兵庫県は物価高騰対策の臨時交付金を活用して学費無償化を掲げた。茨城県の学費値上げは「教育費の負担を減らしてほしい」という県民の願いに背くものである。</p> <p>全国大学生生活協同組合連合会が発表した学生の「生活実態調査」(2023 年)では、日常生活の悩みに「生活費やお金のこと」と答えた学生が最多となり、東京私立学校教職員組合連合の調査では、毎月の仕送り額の平均が 8 万 9,300 円、そこから家賃などを引くと、1 日の生活費が 653 円になる結果だった。学業が犠牲になるほど長時間アルバイトをせざるを得ない実態がある。</p> <p>そこで、以下の項目を請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県内 6 つの県立学校の学費値上げを撤回すること。 2 県議会の「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会」の提言にのっとり、奨学金の拡充など教育費の負担軽減を行うこと。</p>	日本民主青年同盟 茨城県委員会 委員長 常田 葵 外 1,056 名	江 尻 加 那	<p>2 県議会の「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会」の提言にのっとり、奨学金の拡充など教育費の負担軽減を行うこと。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <p>○ 授業料等について 一定の所得以下の世帯の生徒に対して、生徒の授業料を無償化する「公立高等学校等就学支援金事業」や、授業料以外の教育費について、給付金を支給する「公立高等学校等奨学給付金事業」を実施することにより、負担軽減に努めている。</p> <p>① 公立高等学校等就学支援金 R5 県立学校等の受給者数：41,641 人(約 83%)</p> <p>② 公立高等学校等奨学給付金 R5 県立学校等の受給者数：5,359 人(約 10%) また、県立高等学校等の保護者負担軽減対策事業を実施している。</p> <p>○ 奨学金等について 経済的理由で修学が困難な学生・生徒に対し、教育を受ける機会を保障するため、無利子で奨学資金を貸与している。</p> <p>① 茨城県奨学資金 対象：大学・短期大学、専修学校（専門課程） 貸与額 (月額貸与) 自宅 36,000 円、自宅外 40,000 円 (入学一時金) 240,000 円「卒業後、県内居住・就業で返還免除」 基準等：成績基準、家計基準</p> <p>② 茨城県高等学校等奨学資金 対象：高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校 貸与月額 (公立) 自宅 18,000 円、自宅外 23,000 円 (私立) 自宅 30,000 円、自宅外 35,000 円 基準等：成績基準、家計基準</p> <p>③ 茨城県育英奨学資金 対象：高等学校、中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程） 貸与月額 (公立) 自宅 18,000 円、自宅外 23,000 円 (私立) 自宅 30,000 円、自宅外 35,000 円 基準等：成績基準、家計基準</p> <p>④ 茨城県高等学校等定時制課程及び通信制課程修学奨励資金 対象：高等学校（定時制・通信制課程）の勤労青少年 貸与月額：14,000 円「卒業等により、返還免除」 基準等：家計基準、経常的収入の職に就労</p> <p>(2) 本県の状況 奨学金の貸与制度について、県のホームページへの掲載や学校への通知だけでなく、令和 3 年度からは県内の全児童生徒に配布する「教育いばらき」も活用し、積極的な周知に努めた。</p>

					貸与実績（令和6年度） <ol style="list-style-type: none"> ① 茨城県奨学資金 144人（新規採用38人、継続貸与106人） ② 茨城県高等学校等奨学資金 26人（単年度採用） ③ 茨城県育英奨学資金 64人（新規採用27人、継続貸与31人） ④ 茨城県高等学校等定時制課程及び通信制課程修学奨励資金 12人（単年度採用） <p>（3）最近の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学進学に要する費用については、経済的な理由で修学が困難な学生を対象に、日本学生支援機構が行う給付型奨学金制度・貸与型奨学金制度の活用を周知するとともに、県が独自に行う奨学資金及び入学一時金を無利子で貸与する制度の活用を呼びかけているところ。 ・ 国においては、大学・短期大学・専門学校生等向けに貸与型奨学金の貸与及び給付型奨学金の支給を行っており、令和6年度より、対象や支給額の更なる拡大しているところ。
--	--	--	--	--	---